

公 売 財 産 概 要 書

売却区分 番号	安2号	見積価額	1,730,000 円
		公売保証金	180,000 円
公売財産の表示	不動産の表示 (土地の表示)		
	1 所 在	安芸市港町二丁目	
	地 番	655番22	
	地 目	雑種地	
	地 積	176㎡	
	(建物の表示)		
	2 所 在	安芸市港町二丁目655番22	
	家屋番号	655番22	
	種 類	倉庫	
	構 造	木造スレート葺平家建	
	床 面 積	34.56㎡	
	建 築 年	平成2年	
	以 下 余 白		

- ①公売財産は全件一括の売却となります。
- ②公売財産の表示は全て不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項（情報）は担当者が調査を行い記録上現れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。

④所在地

高知県安芸市港町二丁目 655 番 22

⑤交通、最寄駅など

土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線「安芸駅」から車で約 5 分

【土地の情報】

①法の制限、権利関係等

都市計画区域外

建築基準法第 22 条区域 建ぺい率 70% 容積率 400%

②接道状況

西側：幅員 3.8m の舗装道「港町二丁目 163 号線」に接道

③画地条件

間口約 12m、奥行約 21m の不整形形状の画地。土地は平坦

④供給施設

上水道・公共下水道区域

⑤埋蔵文化財の有無及びその状態等

対象不動産は文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。

⑥土壤汚染の有無及びその状態等

土壤汚染に関する専門的な調査は行っていないが、近隣地域に土壤汚染の可能性のある施設等もなく、土壤汚染の可能性は低いものと考えられる。

⑦特記事項

地震発生時の津波浸水区域

根抵当権設定あり

【建物の情報】

①建築年

平成 2 年築

②種類・構造

木造スレート葺平家建

③建物の状態

所有者転出後、36 年経過しており著しく老朽化

④その他

根抵当権設定あり

安芸市は建物の鍵を所有していない。

【その他手続等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。

また、安芸市は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。

- ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、安芸市は担保責任を負いません。

- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。

- ④公売財産の内、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額はすべて内税価額です。公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

その他公売財産に関する情報

- ⑤本公売における公売保証金の納付方法は『口座振込』のみとします。
振込先口座につきましては、安芸市ホームページ上及び入札書に記載しています。
- ⑥見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- ⑦最高価申込者となるべき者が二人以上いるときは、その方同士による追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑧落札後、納付していただく買受代金は、落札価額から公売保証金を控除した金額となります。
すでに納付していただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。
※買受人とならなかった方は開札終了後、公売保証金の返還請求を行ってください。
- ⑨買受代金は必ず納付期限までに一括で納付してください。
納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となる場合があります。
- ⑩公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑪買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び消失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- ⑫権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。
- ⑬その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑭本公売は、「不動産合同公売会 共通ガイドライン」に従い公売します。
- ⑮公売公告の内容は、安芸市役所税務課収納係で閲覧できます。
- ⑯公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑮の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。

以下 余 白